

出資団体の経営改善策等に関する意見書

平成19年12月

茨城県出資団体等経営改善専門委員会

茨城県出資団体等経営改善専門委員会委員名簿

委員長 川又 諭（株式会社日立ライフ 取締役社長）

副委員長 坂本 和重（公認会計士）

岡部 登志子（有限会社きらら館 代表取締役）

木内 敏之（木内酒造合資会社 取締役）

三上 靖彦（株式会社ミカミ 代表取締役）

兪 和（茨城大学人文学部 教授）

渡辺 満枝（株式会社EMMY 代表取締役）

（順不同）

目 次

はじめに	1
財団法人茨城県教育財団	2
現状と課題	
財団の概要	
指定管理者	
県職員派遣	
埋蔵文化財発掘調査事業	
財団運営	
早期に取り組むべき事項	
県派遣職員の早急な見直し	
埋蔵文化財発掘調査事業への民間事業者の活用	
指定管理者としての適正な財団運営	
法人のあり方等	
財団あり方の検討	
[参考資料]	10
委員会の開催経過	
財団法人茨城県教育財団の概要	

はじめに

経営改善専門委員会による出資団体等の指導については、平成15年の「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」施行の前年度から審議を開始し、5年間で既に13法人に対する意見書を提出してきた。

この間、県議会「出資団体等調査特別委員会」(平成17～18年度)の提言に基づく改革工程表の作成、減損会計導入に伴い債務超過となった茨城県住宅供給公社、茨城県土地開発公社への県による財政支援実施決定などにより、出資団体の経営問題が大きな懸念として顕在化しつつある。

平成19年度には、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が6月に制定され、地方自治体の財政健全性を4つの指標から確認する制度が設けられた。この指標の一つである「将来負担比率」は、公社等第三セクターの借入金などのうち地方自治体の実質的負担が見込まれる額を県の地方債の現在高等に合算することとなっており、平成19年度決算から出資団体の経営内容が県財政の健全性判断に取り込まれることとなる。また、県議会「財政再建等調査特別委員会」(平成19～20年度)においては、県の組織・歳入歳出全般について県財政の立直しに向けた議論が進められ、出資団体についても審議が行われている。

委員会としては、これらの動きを視野に入れつつ、平成19年度の審議対象団体として、既に意見書を提出した団体以外で県からの人的・財政的関与が最も大きい財団法人茨城県教育財団を選定し、団体及び県所管課等からのヒアリングを含め4回にわたる審議及び委員の意見交換を実施した。

平成18年度の指定管理者制度導入により、公の施設管理においても新たに民間事業者との競合が始まった。当意見書は、この機会をとらえ、教育財団のあり方等について提言したものであり、本県の教育環境に与える影響などを鑑みながら、県が団体に対する強力な指導・監督等を実現することを期待する。

平成19年12月26日

茨城県出資団体等経営改善専門委員会

委員長 川又諭

財団法人茨城県教育財団

現状と課題

[財団の概要]

財団法人茨城県教育財団（以下「財団」という。）は、昭和44年、民間的創意の活用により、県と一体となって、本県教育の振興を図るために必要な事業を行うことを目的に、県の全額出捐により設立された団体である。

当初は、「西山研修所」などの社会教育施設や、「歴史館」、「堀原運動公園」などの管理運営を県から受託していたが、その後の組織・事業の拡大等を経て、現在では、主に以下の事業を実施している。

○指定管理者として県から受託した施設の管理運営事業

- ・生涯学習センター : 生涯学習に関する情報提供、学習機会及び学習の場の提供、相談等
(水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター及び女性プラザ、県南生涯学習センター、県西生涯学習センター)
- ・青少年教育施設 : 共同生活訓練及び各種の研修等
(西山研修所、中央青年の家、白浜少年自然の家、さしま少年自然の家、吾国山洗心館)
- ・歴史館 : 歴史に関する資料の収集、保管、調査研究及び展示等

○埋蔵文化財発掘調査事業 : 国、県、公団などの行う開発事業に伴う発掘調査、遺構・遺物の整理、報告書の刊行等

財団の平成18年度における総事業費は約44億円であり、そのうち県からの委託料の額が約31億円となっている。また、平成19年7月1日現在の職員数は、県派遣職員が137人、財団職員が47人、さらに嘱託職員・臨時職員100人を加えると、284人となっており、県出資団体の中では、県の人的・財政的関与が極めて大きな団体である。

[財団の課題]

(指定管理者)

財団が指定管理者となっている10施設は、従前は県から財団への管理委託事業であったものであるが、地方自治法改正による指定管理者制度移行に伴い、平成18年4月からは引き続き指定管理者として管理運営している。

〔指定管理施設〕

(職員数(人)：平成19年4月1日現在)

施設名	県派遣職員(A)	財団職員	常勤職員計(B)	県派遣職員割合(A/B)	公募時応募団体数
水戸生涯学習センター	10	4	14	71%	1(財団のみ)
鹿行生涯学習センター ・女性プラザ	9	1	10	90%	1(財団のみ)
県南生涯学習センター	8	0	8	100%	2(財団と民間)
県西生涯学習センター	8	0	8	100%	2(財団と民間)
西山研修所	5	5	10	50%	1(財団のみ)
中央青年の家	7	7	14	50%	2(財団と民間)
白浜少年自然の家	7	1	8	88%	1(財団のみ)
さしま少年自然の家	7	1	8	88%	2(財団と民間)
吾国山洗心館	4	4	8	50%	非公募
歴史館	23	8	31	74%	非公募
合計	88	31	119	74%	

しかしながら、上記の表のとおり、本部を除き財団職員が全く関与せず、県派遣職員のみで運営する施設、あるいは大部分を県派遣職員に委ねなければ運営できない施設が多く、財団が嘱託職員・臨時職員を雇用しているとしても、基本的に団体固有の人的資源が十分でない状態であり、自立した団体として指定管理能力があると言えるのか疑問である。

そもそも、県が直営施設の管理運営を財団に委託する時点では、社会教育主事など専門職の確保が困難であったことから、県職員をそのまま財団へ派遣したことが始まりであり、その後も施設が増加するごとに、県派遣職員を増員させてきた経緯がある。

一方、指定管理者の選定にあたっては、以下の選定基準が設けられており、100点満点中、「業務を安定して行う物的・人的能力」が40点と、応募団体の人的資源が評価の大きな目安となっているが、選定に際して考慮される社会教育主事の資格(※)を有する教員など多数の県派遣職員を受け入れている財団が有利な状況になっていると言える。

※民間事業者において係る資格を有する者を雇用している例は少ない。

〔指定管理者の選定基準〕

項目	配点
県民の平等利用の確保	適・否
経費の縮減	20
業務を安定して行う物的・人的能力	40
施設の効用の最大限の発揮	40
合計	100

指定管理者制度の導入は、民間事業者のノウハウや活力を活用し、利用者へのサービス向上や、管理運営経費の縮減等を図ることが最大の効果とも言われている。こうした制度の趣旨等から判断して、財団の指定管理者選定は、公正性が十分担保されているとは言い難い。

(県職員派遣)

平成19年7月1日現在、財団への県派遣職員数は、生涯学習センターに35人、青少年教育施設に30人、歴史館に23人、埋蔵文化財部に41人、本部に8人の計137人であり、常勤職員全体の4分の3を占める。指定管理者制度移行に伴い、平成17年に比べ約15%の県派遣職員の削減が進んだものの、本県出資団体の中では、依然として突出した状況にある。なお、県派遣職員の約7割にあたる95人が教員であり、主に社会教育主事や文化財保護主事などの専門職として派遣されている。

県から財団へ派遣された教員が、県へ復職した過去3年間のケースを分析し、平均的な異動実態をみると、これら派遣は教員の教育的必要性に基づくものであるとも考えられるが、年平均24人の異動者のうち約半数の13人が教頭・校長の管理職として県へ復職している実態があることは併せ考慮すべきである。

[異動前後各種分析結果]

異動前後の職務		H16	H17	H18	計 (人)	県復職後職務区分	
前	後					平均人数 (人/年)	区分別割合 (%)
社会	社会	0	0	1	1	10.0	41.2
教諭	文化	1	2	1	4		
	社会	4	3	2	9		
	教諭	5	8	3	16		
教頭	教頭	8	5	8	21	14.3	58.8
	校長	1	0	0	1	*左 [] 内、 昇格者の平均 計13.0人	*同左 53.5%
校長		6	7	5	18		
校長		2	0	1	3		
異動職員数		27	25	21	73	24.3	100.0
異動時平均年齢		48.2	46.9	48.1	47.7	—	—
平均在職年数		3.7	4.0	4.2	4.0	—	—

※社会：社会教育主事，文化：文化財保護主事

また、県職員を財団へ派遣する理由としては、

- ・社会教育施設等においては、生涯学習の推進及び青少年の健全育成並びに女性教育の振興を図るための事業を展開するに際し、その事業の企画立案、運営、指導に当たる社会教育主事
- ・埋蔵文化財部においては、埋蔵文化財や発掘調査、考古学等の専門知識を有する文化財保護主事

などの専門職が必要であるが、これらの専門職を財団において多数採用することが困難であるためとしている。

特に、埋蔵文化財部については、発掘調査の事業量に応じ調査員の人員が大きく変動するため、一時的な開発事業による財団職員の増員は適当でないとの考えの下、県派遣職員中心の組織体制を構築してきたところである。

この結果、財団設立後38年間経過するにもかかわらず、社会教育主事などの専門職がほとんど育成されておらず、また、県派遣職員は、数年間の在籍後は再び県に戻ってしまうことから、組織内マニュアルや研究成果等の引継ぎ等があるにしても、団体として専門的ノウハウの蓄積を図ることは困難な状況にある。

(埋蔵文化財発掘調査事業)

埋蔵文化財発掘調査事業については、文化財保護法により、文化財の保存と活用に努めることが国や県などの責務とされており、県においては教育委員会がその任に当たることになっている。

本県では、当初は教育委員会が臨時的な調査会を設置し、埋蔵文化財の発掘調査を実施していたが、事業量の増大などに対応可能な調査体制を確保する必要性があったことから、昭和52年以降、財団が専門の発掘調査組織として整備され、国、県、公団等と財団との取り決めにより発掘調査事業の委託を一手に引き受けてきたところである。

なお、全国の状況をみると、本県と同様に教育委員会が設置した財団等が実施しているのは28都道府県、教育委員会が直営で実施しているのは19府県となっている。

国、県、公団等からの過去10年間の発掘調査事業の平均受託額は約15億円（うち県受託額約7億円）に上るが、公共事業の見直しの中でその経費縮減等が求められており、県派遣職員（平均年齢40歳）が常勤職員の約9割を占める埋蔵文化財部の組織体制においては、人件費など経費の縮減が喫緊の課題となっている。

(財団運営)

財団本部における職員の人件費及び運営費については、10施設の指定管理料の一部を集約し充当している。ただし、当委員会が作成した以下の財団本部費振替後の収支状況に対し、財団は、本部費振替については、前年度決算や翌年度予算等の状況に鑑み、各施設の収支バランスと財団としての全体の収支バランスを考えて配分したとしている。

[財団本部費振替後の収支状況（平成18年度決算）] (単位：千円)

摘 要	本部費振替額	振替後当期収支差額
本 部	1, 370, 637	17, 734
水戸生涯学習センター	△172, 216	8, 375
鹿行生涯学習センター・女性プラザ	△108, 784	3, 146
県南生涯学習センター	△99, 907	2, 083
県西生涯学習センター	△91, 440	3, 412
西山研修所	△112, 929	1, 694
中央青年の家	△152, 566	3, 563
白浜少年自然の家	△77, 643	1, 704
さしま少年自然の家	△81, 677	1, 441
吾国山洗心館	△89, 625	888
歴史館	△383, 850	6, 605
計	0	50, 645

人件費の配賦は、本来、各人ごとの業務時間数等を基準になされるべきものであり、施設ごとの収支バランスを考慮し恣意的に行うものではない。このような本部費配賦によって、施設ごとの当期収支差額は、全く意味を持たない単なる数字合わせになっており、運営実態が適切に反映されていない決算となってしまっている。

また、財団は、財団法人体育協会（以下「体育協会」という。）へ財団職員4人を派遣している。昭和63年に運動公園等体育施設の管理委託先が財団から体育協会に変更された際、従前従事していた財団職員を、「申し合わせ」に基づき派遣により継続従事させているものだが、当該職員の給料、手当等については体育協会が負担し、退職手当については財団が負担してきた。

県は、指定管理者制度に移行するまでは、財団の運営費補助金として、体育協会への財団派遣職員に係る退職金を実質的に負担してきたところであるが、平成18年度以降指定管理事業になっても、退職金分を実質的に負担していることになっている。本来、体育協会への財団職員派遣は、財団としての自主事業であることから、指定管理料に間接的にも反映されるべきものではない。

早期に取り組むべき事項

（県職員派遣の早急な見直し）

平成18年8月に開所した県北生涯学習センターにおいては、公募の結果、NPO法人が指定管理者となっている。まだ、開所して間がないことから、他の4生涯学習センターとの運営成果に係る単純な比較は困難であるが、指定事業である県民大学事業の講座内容の受講者アンケート調査結果によると、良好な評価を得ていることがわかる。

生涯学習センターの指定管理にあっては、職員の配置について、「社会教育主事の資格を有し、豊かな経験と能力を有する者又はこれと同等以上の者を適正な数だけ配置する」よう求めているが、県北生涯学習センターの例にみられるよう、社会教育主事の資格を有する県退職者を活用するなど、必要な人的資源を有する民間事業者であれば、十分に受託運営できることが証明されたとも言える。

財団が県派遣職員の人的能力を背景に指定管理者となっている状況を踏まえると、今後とも多数の県職員を財団へ派遣することは、県全体の人件費抑制や更なる組織のスリム化等に県が真摯に取り組んでいる現在、県民の理解は得られにくいと考えられる。

また、県派遣職員中心の財団運営は、財団職員の専門職の不在や専門的ノウハウの蓄積困難など負の側面も生んでいるほか、指定管理者の選定にあたって、公正性が十分担保されていない状況も見受けられるため、県と団体との役割分担の明確化、団体の自立的経営の促進及び指定管理者制度の公平性確保の観点から、県派遣職員の削減については、財団及び県が一体となって対処する必要がある。

特に、埋蔵文化財部については、調査員の資格要件として法律に定められたものはない

ことから、教員を充てる必然的な理由は希薄であり、教育現場でのより有効な活用等に振り向けるべきである。

したがって、平成19年度から21年度までに、県派遣職員を埋蔵文化財部において8人削減するとしている現行計画を見直し、以下に述べる民間事業者の活用も考慮に入れながら、代替専門職の確保や更なる事務の効率化等により、同部門は勿論のこと、指定管理事業での県派遣職員の削減について、早急かつ積極的に取り組むべきである。

(埋蔵文化財発掘調査事業への民間事業者の活用)

「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(平成10年文化庁通知)」によると、発掘調査への民間事業者の導入については、地方公共団体が一定程度の発掘調査体制を有している場合であって、短期的な発掘調査事業の急増により、現在の体制では調査の遅延等の事態が生ずることが予想され、他の地方公共団体からの支援によっても対応できない場合に限られている。さらに、実施要件として、発掘調査を実施する地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし、業者の選択、発掘調査の実施の管理等は地方公共団体が責任をもって行うことなどが具体的に示されている。

現在、財団の常勤職員は5人(うち調査員1人)しか配置されておらず、他県の類似団体と比較しても、本県の県派遣職員が占める割合は極端に高い。更なる経費削減に取り組んでいくためには、多数の県派遣職員の削減のほかに、競争原理が働きやすい民間事業者の全面的活用の検討などが強く求められる。

本県においては、これまで埋蔵文化財発掘調査事業への民間調査組織の導入実績はなく、また、財団が民間事業者に発掘調査の再委託を行った事例もない。しかし、財団において、年次計画以外の土木事業等が緊急に生じ、それに伴い発掘調査が必要になる場合や、発掘調査の途中で当初計画を超える事業量が発生した場合など、緊急調査時の発掘調査に限定した民間事業者の活用について実務的な検討に、今年度着手したところである。平成20年度中には実施体制を整備し民間事業者が参入できるよう、着実に取り組んでいく必要がある。

加えて、教育委員会が管理、監督機能を強化したうえで、全ての発掘調査を既存の財団を含めた民間事業者に委託しようとする神奈川県初の試みや、現在国で検討中の民間事業者活用見直しの動きなどを踏まえ、緊急調査時に限定せず全ての発掘調査について民間事業者を活用できないか、あるいは県と財団の役割分担など財団のあり方も含め、現行の事業実施スキームと比較考量しながら、経費縮減に向け、総合的に検証していく必要がある。

(指定管理者としての適正な財団運営)

管理委託制度から指定管理者制度に移行した結果、施設の管理運営事業は、従来の実費弁償方式から税務上の収益事業の請負となったことなどから、平成18年度は、財団において約1億1千8百万円の課税所得が発生し、法人税約2千6百万円を納付している。

県から多数の職員の派遣を受けて指定管理者となった財団が、受託した施設の管理運営事業から多額の課税所得を計上することは、財団の経営の成果と全て評価することは難しく、指定管理料（委託料）の積算が適正になされていたかどうかについて検証する必要がある。

指定管理10施設全てにおいて、指定管理者が利用者から徴収する使用料を自らの収入として施設運営に充てる、いわゆる「利用料金制」が採用されているところであるが、生涯学習教育等を目的とした公的な施設であることから、利用料が低料金で設定されており、利用料金収入は全体収入の約3%程度となっている。このため、経営のインセンティブの幅が限られ、県からの指定管理料（委託料）に収入の大部分を依存しなければならない構造になっている。

平成18年度の指定管理料は、制度導入の初年度であったことから、過去の運営費実績を元に積算されたところであるが、今回の多額の利益計上については、施設管理費等の削減努力は認められるものの、財団への県派遣職員の構成が積算時と変化し、当年度人件費が実質的に縮減したことが、一つの要因とも言われている。

これは、以前であれば、実費精算方式により財団に残金が発生しなかったものが、協定により、剰余金として指定管理者に全て残ることとなったためである。県の予算編成時に財団へ派遣する職員を特定することは時期的に困難であり、多数の県派遣職員により運営される団体が指定管理者になった場合の人件費積算の課題とも言えるので、協定の見直しなど、改善に向け早急に検討していく必要がある。

また、指定管理者である財団は、あらゆる面で適正かつ透明な団体運営が求められる。財団運営における課題として指摘した、指定管理施設ごとの収支決算については、運営実態を適切に反映した決算を実施すべきであり、また、体育協会への財団派遣職員の退職金の実質的な県負担については、県の財団及び体育協会に対する取扱いも含め、両団体間の適切な経費負担を行うべきであり、指定管理料の積算の適正性・透明性を担保できるよう厳正に対処する必要がある。

法人のあり方等

（財団あり方の検討）

地方自治法の改正に伴う指定管理者制度は、単なる契約形態の変更ではなく、財団のあり方を再考するうえでの絶好の機会ととらえるべきである。

前述のとおり、財団は、民間的創意を活用し受託事業を実施するために設立された団体であり、本県教育の振興を図るため、青少年教育施設や生涯学習センター等の管理運営を担い、県行政を補完することに団体の存在意義が認められるところである。

ところが、事業の拡大等に伴い財団の人的組織の充実を図るべきところ、多数の県派遣職員を受け入れてきた結果、組織としての自立性が確保されておらず、また、民間的創意

が極めて発揮されにくい団体となってしまっている。さらに、指定管理者制度の導入によって、行政補完団体から指定管理業務に携わる一民間事業者として、県との関係が大きく変容している。つまり、財団を取り巻く環境は設立当初から大きく変化し、これまでのような県派遣職員に大きく依存した運営形態の抜本的見直しや、自立的な団体運営が可能な組織・事業体制への移行など、財団のあり方についての本格的な検討が必要になったと言える。

本県教育の振興を図るために、県民から真に必要とされる事業のうち、県自らが実施する必要はないが、一方民間では実施困難なものを担う団体としての財団の必要性・存在意義については、県民の立場からも是認されるべきものと考えられる。

改めて、財団と県が一体となって、県民の視点や民間の発想を重視しつつ、次のような論点も十分斟酌しながら、団体のあり方をゼロから検討して見直し、次回指定時期の平成23年度までには、一定の結論を出す必要がある。

- ・県においては、財政が極めて厳しい状況にある中、指定管理施設開設当時と現在を比較した場合の社会情勢や施設の果たすべき役割、さらには県民ニーズの変化を十分に踏まえ、指定管理施設自体の必要性、あるいは民間・市町村等関係機関との役割分担などについて総合的に検証し、効率的な施策展開を図ることが必要である。
- ・今後とも指定管理者制度を定着させていくには、多くの民間事業者の参入促進が不可欠であることから、財団と民間事業者がコンソーシアムを組んで指定管理者になるなど、多様な事業主体による複合的な管理運営などについても、幅広く検討することが必要である。
- ・歴史館については、公文書館としての公共性が高いこと、学芸部門の専門性、継続性等が求められることなどを理由に、今回非公募によって指定管理者となったところであるが、公文書館と歴史博物館の機能を分離し、非公募と長期指定期間の公募などについて総合的に検証する必要がある。
- ・埋蔵文化財発掘調査事業については、民間事業者への委託は緊急時調査以外困難であるとの固定観念にとらわれることなく、事業者の経費負担の縮減等に向けて何が財団に求められているかを総合的に検証する必要がある。

委員会の開催経過

- 第1回 平成19年10月5日(金)
・教育財団の現状と課題について
- 第2回 平成19年10月29日(月)
・教育財団及び関係課ヒアリング
・経営改善策等の協議
・意見書骨子について
- 第3回 平成19年11月30日(金)
・経営改善策等の協議
・意見書素案について
- 第4回 平成19年12月17日(月)
・経営改善策等の協議
・意見書の取りまとめ

財団法人茨城県教育財団の概要

1 出資団体の概要

団体の名称	財団法人茨城県教育財団	
所在地	茨城県水戸市見和1丁目356-2	
設立年月日	昭和44年12月1日	
代表者名	理事長 人見 實徳	
基本財産・資本金	基本財産 10,000,000円	
設立根拠	民法第34条に基づく公益法人	
設立目的・経緯	<p>県と一体となって、本県教育の振興を図るため必要な事業を行うことを目的とする。</p> <p>昭和 44.10. 6 第3回県議会定例会で設立寄付金 10,000千円を議決 昭和 44.11.27 発起人岩上二郎外7名により財団設立を決議 昭和 44.12. 1 財 団 設 立 昭和 44.12. 1 県教育委員会指令総第52号により設立許可 昭和 44.12. 4 第1回役員会 昭和 44.12. 9 水戸法務局へ設立登記</p>	
資産状況 (19年3月末現在)	(単位：千円)	
	金額	摘要
流動資産	629,207	現金・預金、未収金等
固定資産	495,348	基本財産、有形固定資産等
資産合計	1,124,555	
流動負債	536,851	未払金、預り金
固定負債	565,273	退職給与引当金
負債合計	1,102,124	
正味財産	22,431	

2 平成18年度事業実績

事業内容

ア 施設の指定管理業務

県から指定管理者として指定された，西山研修所，中央青年の家，白浜少年自然の家，さしま少年自然の家，水戸生涯学習センター，女性プラザ・鹿行生涯学習センター，県南生涯学習センター，県西生涯学習センター，歴史館及び吾国山洗心館の管理業務を行った。

イ 各施設における主な事業

(ア) 生涯学習センター事業（指定事業）（水戸・鹿行・県南・県西）

学習情報の提供・相談及び生涯学習講演会等の各種事業を実施した。

(イ) 女性プラザ研修事業（指定事業）

「ヒューマンライツセミナー」，「キャリアサポートセミナー」等の各種事業を実施した。

(ウ) 歴史館事業（指定事業）

常設展（総合展示及び4回の部門別展示），特別展「縄文のムラ 弥生の村」「すもう今昔～日本の本を踏みかたむるは相撲かな」，一橋徳川家記念室展を開催するとともに，考古・民俗歴史・美術工芸・文書・行政刊行物，行政文書の収集・整理・調査研究及び茨城県史等既刊行物の頒布を行った。

(I) その他主な指定事業

・元氣いばらきっ子「エンジョイ・サタデー」事業

（西山・中央・白浜・さしま・吾国山・水戸・鹿行・県南・県西）

完全学校週5日制に対応するため，学校外での各種体験活動を実施した。

・教育・子育て電話相談事業（水戸）

幼児や児童生徒を持つ保護者等からの教育や子育てに関する幅広い内容の相談に24時間体制で対応した。

・地域を育てるおやじ力活性化事業（水戸・鹿行・県南・県西）

父親の地域活動への参加を促進するために「おやじの会」等の活性化と組織化を図る。

・生涯学習調査研究・学習プログラム開発事業（水戸）

新しい情報通信技術を活用した生涯学習機会の提供の在り方及び著作権等の問題についての調査研究と，県民の多様な学習ニーズに対応した現代的な課題に関する新たな学習プログラムの開発を行った。

・おもしろ理科先生派遣事業（水戸・鹿行・県南・県西）

企業や研究所のOB，教員OBなどを学校，子ども会等に派遣し，子どもたちが理科に関するユニークな実験・観察や自然に親しむことなどの直接体験をとおして，理科への興味・関心を高めるとともに，指導者の生き甲斐づくりを支援した。

・県民大学講座開設事業（水戸・鹿行・県南・県西）

多様化，高度化する県民ニーズに対応した講座を開設し，様々なテーマの学習機会を提供した。

(オ) 提案事業

施設の効用を最大限に発揮するために，歴史館を除く西山研修所など10の施設において，それぞれ特色ある事業を実施した。

ウ 埋蔵文化財発掘調査事業

国土交通省，東日本高速道路株式会社，茨城県，茨城県開発公社，都市再生機構，日本原子力研究開発機構からの委託を受け，発掘調査事業，整理事業を実施した。

・発掘調査事業：調査面積 259,520 m²（34遺跡）

・整理事業：報告書 19集刊行（29遺跡）

収支状況

(単位：千円)

財 団 収 入	金 額	摘 要
財 産 等 収 入	-	
事 業 収 入	4,039,550	受託金、利用料金、事業収入
会 費 収 入	-	
補 助 金 収 入	-	
そ の 他 の 収 入	366,633	預金利息、分担金等
前期繰越収支差額	26,021	
収 入 合 計	4,432,204	
事 業 費	1,316,448	
管 理 費	2,990,658	
そ の 他 の 支 出	-	
支 出 合 計	4,307,106	
法 人 税 等	42,674	県民税 1,535 市民税 3,899 法人税 26,119 事業税 11,121
収 支 差 額	82,424	
当期末処分損益累計	-	

補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	-	
補 助 金	-	
委 託 金	3,890,802	各管理事務所指定管理受託金及び埋蔵文化財発掘調査に係る受託事業
貸 付 金	-	
損失補償限度額 (年度末現在)	-	

3 平成19年度事業計画

事業内容

ア 施設の指定管理業務

県から指定管理者として指定された，西山研修所，中央青年の家，白浜少年自然の家，さしま少年自然の家，水戸生涯学習センター，鹿行生涯学習センター・女性プラザ，県南生涯学習センター，県西生涯学習センター，歴史館及び吾国山洗心館の管理業務を行う。

イ 各施設における主な事業

(ア) 生涯学習センター事業（指定事業）（水戸・鹿行・県南・県西）

学習情報の提供・相談及び生涯学習講演会等の各種事業を実施する。

(イ) 女性プラザ研修事業（指定事業）

「ヒューマンライツセミナー」，「キャリアサポートセミナー」等の各種事業を実施する。

(ウ) 歴史館事業（指定事業）

常設展（総合展示及び5回の部門別展示），特別展「小川芋銭 河童百図展」，「御三卿 一家徳川家」，一橋徳川家記念室展を開催するとともに，考古・民俗・歴史・美術工芸・文書・行政刊行物，行政文書の収集・整理・調査研究及び茨城県史等既刊行物の頒布を行う。

(I) その他主な指定事業

・元氣いばらきっ子「エンジョイ・サタデー」事業

（西山・中央・白浜・さしま・吾国山・水戸・鹿行・県南・県西）

完全学校週5日制に対応するため，学校外での各種体験活動を実施する。

・教育・子育て電話相談事業（水戸）

幼児や児童生徒を持つ保護者等からの教育や子育てに関する幅広い内容の相談に24時間体制で対応する。

・地域を育てるおやじ力活性化事業（水戸・鹿行・県南・県西）

父親の地域活動への参加を促進するために，「おやじの会」等の活性化と組織化を図る。

・生涯学習調査研究・学習プログラム開発事業（水戸）

近年の社会情勢の変化に対応するため，中高年の学習活動の支援や地域課題の解決に向けた地域社会への参加・参画の推進の在り方についての調査研究と現代的な課題に関する新たな学習プログラムの開発を行う。

・おもしろ理科先生派遣事業（水戸・鹿行・県南・県西）

企業や研究所のOB，教員OBなどを学校，子ども会等に派遣し，子どもたちが理科に関するユニークな実験・観察や自然に親しむことなどの直接体験をとおして，理科への興味・関心を高めるとともに，指導者の生き甲斐づくりを支援する。

・県民大学講座開設事業（水戸・鹿行・県南・県西）

多様化，高度化する県民ニーズに対応した講座を開設し，様々なテーマの学習機会を提供する。

(オ) 提案事業

施設の効用を最大限に発揮するために，歴史館を除く西山研修所など10の施設において，それぞれ特色ある事業を実施する。

ウ 埋蔵文化財発掘調査事業

国土交通省，東日本高速道路株式会社，茨城県，都市再生機構，日本原子力研究開発機構からの委託を受け，発掘調査事業，整理事業を実施する。

・発掘調査事業：調査面積 138,615 m² （33遺跡）

・整理事業：報告書 22集刊行 （38遺跡）

収支計画

(単位：千円)

財 団 収 入	金 額	摘 要
財 産 等 収 入	-	
事 業 収 入	3,690,538	受託金、利用料金、事業収入
会 費 収 入	-	
補 助 金 収 入	-	
そ の 他 の 収 入	236,950	預金利息、分担金等
前期繰越収支差額	27,034	
収 入 合 計	3,954,522	
事 業 費	1,222,745	
管 理 費	2,703,909	
そ の 他 の 支 出	27,458	予備費
支 出 合 計	3,954,112	
法 人 税 等	410	法人県民税 20 市町民税 390
収 支 差 額	0	
当期末処分損益累計	-	

補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	-	
補 助 金	-	
委 託 金	3,546,176	各管理事務所指定管理受託金及び埋蔵文化財発掘調査に係る受託事業
貸 付 金	-	
損失補償限度額 (年度末現在)	-	

□ 組織図 (平成19年7月1日現在)

